日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六を次のように改める。

第十四条の六　削除

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第二条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、支店又は代理店」を「又は支店」に改める。

第三条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四条第一項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

水質基準に関する省令の一部を改正する省令

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

表二十四の項中「〇・〇四mg／ℓ」を「〇・〇三mg／ℓ」に改め、同表二十八の項中「〇・二mg／ℓ」を「〇・〇三mg／ℓ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八二二	二七、二、六	矢頭文由己
四八二三	二七、二、六	矢作　和彦
四八二四	二七、二、六	石黒　邦夫
四八二五	二七、二、六	櫻井　啓年

○政治資金適正化委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二九八	日笠　肇	二七、一、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
一九〇〇	山岸　諭	二七、二、三	本人からの申請

○法務省告示第百二十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年三月二日

法務大臣　上川　陽子

東京法務局所属　公証人　彦坂　孝孔

東京法務局所属　公証人　渡邉　康

東京法務局所属　公証人　山内　昭善

東京法務局所属　公証人　橋本　昌純

○文部科学省告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣　下村　博文

名称及び員数	内　容	所有者	所有者の住所
近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品　一二七四点	製造用具　九四五点 製品　三二九点 附　仕入・販売関係資料　四一八点	甲賀市	滋賀県甲賀市水口町水口六〇五三
西日本の背負運搬具コレクション　三一〇点	運搬具　三一〇点	香川県	香川県高松市番町四―一―一〇

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣　下村　博文

名　称	所在地	保護団体
鵜鳥神楽	岩手県下閉伊郡普代村	鵜鳥神楽保存会
大垣祭の**軸**行事	岐阜県大垣市	大垣祭保存会
長良川の鵜飼漁の技術	岐阜県岐阜市、関市	岐阜長良川鵜飼保存会、小瀬鵜飼保存会
那智の扇祭り	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	那智の扇祭り保存会

○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十七年三月二日付けをもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第三項において準用する同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣　下村　博文

名称及び員数	内　容	所有者	所有者の住所
行田の足袋製造用具及び製品　四九七一点	製造用具　四七六二点 製品　二〇九点	行田市	埼玉県行田市本丸二―五
氷見及び周辺地域の漁撈用具　二八五三点	漁撈用具　二八五三点	氷見市	富山県氷見市鞍川一〇六〇